

特定健診・特定保健指導補助金規程

(目的)

第1条 この規程は、徳洲会健康保険組合（以下、「組合」という）の被保険者および被扶養者が特定健診・特定保健指導を受けたとき、その費用を補助することにより、定期的に健診を奨励し、被保険者および被扶養者の健康管理、メタボリックシンドローム予防と早期発見および生活習慣改善に資することを目的とする。

(内容)

第2条 特定健診・特定保健指導の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号。以下、「実施基準」という。）に基づき、別表1「健診等内容表」のとおりとする。

(対象者)

第3条 特定健診の対象者は、実施年度中に40歳から75歳に到達する、組合の被保険者および被扶養者とする。

特定保健指導の対象者は、特定健診の結果により、健康の保持に努める必要がある、組合の被保険者および被扶養者とする。（判定基準は別表2「特定保健指導の対象者（階層化）」参照）

(補助金額および回数)

第4条 補助金は、対象者一人当たり別表3「補助金内訳書」のとおりとし、支給回数は年度1回限りとする。

(支給申請手続)

第5条 補助金の支給申請は、特定健診の場合、「特定健診補助金請求書」および「特定健診補助金請求内訳」、また、特定保健指導の場合、「特定保健指導補助金請求書」および「特定保健指導補助金請求内訳」にそれぞれ結果データ（国で定められたXML形式※）を添付し、事業所が組合に請求するものとする。

(支給手続)

第6条 組合は、前条の請求内容を速やかに審査し、補助金を事業所へ支払うものとする。

(留意事項)

- (1) 補助金は徳洲会グループ内施設での特定健診・特定保健指導に対して支払うものとする。集合契約に基づき、特定健診受診券・特定保健指導利用券を使用する場合は補助金対象外とする。
- (2) 下記以外の検査未実施は補助金対象外とする。
 - ①腹囲の測定で、BMIが20kg/m²未満で医師が必要でないと判断した者。
 - ②尿検査で生理中の女性や腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有している者。

- (3) 補助金の請求について、原則として受診後2か月以内に提出するものとする。
特定健診の提出最終締切については特例を除き2月末日とする。
特定保健指導の提出最終締切については、特定健診受診年度の翌年9月末日とする。
- (4) 提出された健診結果は、個人が特定されるデータを除いたうえで、データヘルス計画の作成・効果検証やコラボヘルス等、保健事業に必要なデータ分析や統計データの作成に利用するものとする。

※ 厚生労働省ホームページ参照

XML データ仕様

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/xml_30799.html)

XML データ作成ソフト (無料)

国立保健医療科学院 (<https://kenshin-db.niph.go.jp/soft>)

附則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

改正 平成26年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 令和4年4月1日

改正 令和6年4月1日

別表 1

健診等内容表

詳細は、厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」と、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」を参照

区分		内容		
特定健康診査	基本的な健診の項目	質問（問診）	別紙「標準的な質問票」参照	
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲 又は 内臓脂肪面積の測定	
			BMI	
		診察	既往歴、自覚症状、他覚症状	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪（やむを得ない場合は随時中性脂肪※1）	
			HDL コレステロール	
			LDL コレステロール ※2	
		肝機能検査	GOT（AST）	
	GPT（ALT）			
	γ-GTP（γ-GT）			
	血糖検査	空腹時血糖 又は HbA1c （やむを得ない場合は随時血糖※3）		
	尿検査 ※4	尿糖		
		尿蛋白		
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）※5	貧血検査	赤血球数	
			血色素量（ヘモグロビン値）	
ヘマトクリット値				
12誘導心電図				
眼底検査（両眼）				
血清クレアチニン検査 及び eGFR				
特定保健指導	動機付け支援	I 初回面接 ①個別面接1回（20分以上） 又は ②グループ面接（おおむね8人以下）1回（おおむね80分以上） ※ 初回面接分割実施の場合、初回面接2回目の支援として、「個別支援20分以上」、「グループ支援おおむね80分以上」を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容に応じて実施する。※6 II 実績評価 3か月後の実績評価を面接又は通信（電話、電子メール、FAX、手紙、チャット等）で実施		
	積極的支援	初回面接の形態	①個別面接1回（20分以上） （分割実施※6の場合、2回合計で20分以上）	

			又は ②グループ面接（おおむね 8 人以下）1 回（おおむね 80 分以上） （分割実施※6 の場合は、2 回合計でおおむね 80 分以上）
	3 か月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180 ポイント以上 （アウトカム評価とプロセス評価の合計）
		主な実施形態	◆ 個別支援、グループ支援、電話、電子メール等を利用した支援 ◆ アウトカム評価、プロセス評価の内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」【令和 6 年度版】を参照すること
		実績評価の形態	3 か月後の実績評価を面接又は通信（電話、電子メール等）で実施

- ※1 血中脂質検査について、やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪による血中脂質検査を行うことを可とする。（採血時間情報記録必須）
- ※2 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代え Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。
- ※3 血糖検査について、やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c（NGSP 値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。（採血時間情報記録必須）
- ※4 生理中の女性や腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に限り尿検査を実施しないことを認める。その場合、結果データに測定不可能・検査未実施理由の記録必須。前述の理由なく尿検査を実施しなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする。未実施の場合、健保組合から補助金は支払われない。
- ※5 詳細な健診の項目を実施する場合は、「標準的な健診・保健指導プログラム」【令和 6 年度版】（第 2 編 健診 別紙 2 「詳細な健診」項目について）の判定基準により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、健保組合に送付する結果データにおいて実施理由を詳述することとする。なお、詳細な健診の項目は、補助金の対象外とする。
- ※6 初回面接を分割して行う場合、初回面接 1 回目は健診当日から 1 週間以内（特定健診実施日を 0 日とし、7 日後まで）に、腹囲・体重、血圧、喫煙等の状況から特定保健指導の対象と見込まれるものに対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、質問票の回答を含めた既往歴、前年度の検査結果等）をもとに、専門職が初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成する。初回面接 2 回目は、全ての検査結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に電話、電子メール等を用いて相談しつつ、当該行動計画を完成する。初回面接 2 回目引き続き同一日に継続的な支援を実施することも可能である。初回面接 1 回目の実施後、遅くとも 3 ヶ月以内に実施する。

標準的な質問票

	質問項目	回答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無★	
1	a. 血圧を下げる薬	① はい ② いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	① はい ② いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	① はい ② いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	① はい ② いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	① はい ② いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1：最近1か月間吸っている 条件2：生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている）	① はい（条件1と条件2を両方満たす） ② 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない（条件2のみ満たす） ③ いいえ（①②以外）
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	① はい ② いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	① はい ② いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	① はい ② いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	① はい ② いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① 何でもかんで食べることができる ② 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	① 速い ② ふつう ③ 遅い

15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	① はい ② いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① 毎日 ② 時々 ③ ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	① はい ② いいえ
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。（※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者）	① 毎日 ② 週5～6日 ③ 週3～4日 ④ 週1～2日 ⑤ 月に1～3日 ⑥ 月に1日未満 ⑦ やめた ⑧ 飲まない（飲めない）
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（アルコール度数15度・180ml）の目安： ビール（同5度・500ml）、 焼酎（同25度・約110ml）、 ワイン（同14度・約180ml）、 ウイスキー（同43度・60ml）、 缶チューハイ（同5度・約500ml、同7度・約350ml）	① 1合未満 ② 1～2合未満 ③ 2～3合未満 ④ 3～5合未満 ⑤ 5合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	① はい ② いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	① 改善するつもりはない ② 改善するつもりである（概ね6か月以内） ③ 近いうちに（概ね1か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④ 既に改善に取り組んでいる（6か月未満） ⑤ 既に改善に取り組んでいる（6か月以上）
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ

★ 医師の診断・治療のもとで服薬中のものを指す。

《質問票の結果はデータヘルス等で活用しますので、全項目ご報告ください。》

別表 2

特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲※1	追加リスク	④喫煙※2	対象※3	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40~64 歳	65~75 歳
≥ 85 cm(男性) ≥ 90 cm(女性)	2 つ以上該当		積極的支援	動機付け 支援
	1 つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥ 25 kg/m ²	3 つ該当		積極的支援	動機付け 支援
	2 つ該当	あり なし		
	1 つ該当			

（注）喫煙の斜線欄は、階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。

※糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く。

追加リスク

- ① 空腹時血糖が 100mg/dl 以上、HbA1c(NGSP 値)5.6%以上又は随時血糖（食事開始時から 3.5 時間未満は不可）が 100mg/dl 以上
- ② 空腹時中性脂肪が 150mg/dl 以上又は随時中性脂肪 175mg/dl 以上又は HDL コレステロールが 40mg/dl 未満
- ③ 血圧が収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上

※1 腹囲に代えて内臓脂肪面積を測定する場合、「腹囲が基準値以上の者」は「内臓脂肪面積が 100 平方 cm 以上の者」と読み替える。

※2 質問票において「以前は吸っていたが最近 1 ヶ月は吸っていない」場合は、「喫煙なし」として扱う。

※3 年齢区分は、特定健診・特定保健指導の対象年齢同様、実施年度中に達する年齢とする（実施時点での年齢ではない）

注意事項

- 腹囲と内臓脂肪面積を両方測定している場合、内臓脂肪面積の値を優先する。
- 空腹時血糖と HbA1c を両方測定している場合、空腹時血糖の値を優先する。

詳細は厚生労働省ホームページへ

「特定健診・特定保健指導について」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>)

別表 3

補助金内訳書

区分		一人当たり補助金額	備考
特定健康診査	基本的な健診の項目	7,000 円	BMI が 20kg/m ² 未満で医師が必要ないと認めた者に対する腹囲測定未実施と、生理中の女性や腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有している者に対する尿検査測定不可能以外の検査未実施は支給不可
	詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）	補助金対象外	医師の判断で追加した場合、必ず実施理由を記録する
特定保健指導	動機づけ支援	8,470 円	初回面接報告時に左記金額の 80%を支払 実績評価報告時に残る 20%を支払
	積極的支援	25,120 円	初回面接報告時に左記金額の 40%を支払 実績評価報告時に残る 60%（3 か月以上の継続的な支援が 50%、実績評価が 10%）を支払 3 か月以上の継続的な支援実施中に脱落や健康保険資格喪失等により終了した場合は、左記金額の 50%に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払（実施済みポイント数／計画上のポイント数）

※分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は四捨五入する。